



国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

●納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

●国保税の計算方法

国保税は、「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算した「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合算して、世帯ごとに算出します。なお、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国保加入者が1人になった場合、軽減措置があります。

通知書に記載された額は減額後の税額です。

今年度の国保税率と課税限度額

	計算方法	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	(前年の総所得金額－基礎控除33万円)×税率	7.4%	2.6%	2.2%
均等割	加入者の人数×税額	1人につき 29,000円	1人につき 8,400円	1人につき 8,000円
平等割	1世帯あたりの税額	27,000円	8,400円	8,000円
	課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

●所得に応じた軽減制度

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。また、65歳未満の非自発的失業者(会社の倒産や解雇、雇用期間満了)に対する軽減制度もあります。

介護保険料の納入通知書を7月上旬に送付します

今年度、65歳になる人は、誕生日以降に送付します。

介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それを基に、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者の世帯の市民税の課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直しがされており、平成30年度からの基準額は年額72,000円です。

●介護保険料の一部改正

昨年10月の消費税10%への引き上げに合わせて、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化を実施します。

所得段階	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	0.375 (変更前) → 0.300 (変更後)	27,000円 (変更前) → 21,600円 (変更後)
第2段階	0.625 (変更前) → 0.500 (変更後)	45,000円 (変更前) → 36,000円 (変更後)
第3段階	0.725 (変更前) → 0.700 (変更後)	52,200円 (変更前) → 50,400円 (変更後)
第4段階から第9段階の人の基準額に対する割合の変更はありません。		

後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

<計算方法> 年間保険料(限度額64万円) = 均等割額 49,800円 + 所得割額 基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率9.78%

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免について

世帯の主な生計維持者の事業収入などが前年より30%以上減少*した場合、申請により保険税(料)の減免ができる場合があります。該当すると思われる人は、税務課へご相談ください。

*減少額は保険金、損害賠償などにより^{ほてん}補填されるべき金額を控除した額です。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

年金から天引きされる人(特別徴収)

年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合算額、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

●年6回の年金支給月に天引き

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため、暫定額を天引きします			確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします		

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収を中止して口座振替に変更することができます。変更する場合は、市役所で手続きをしてください。ただし、滞納が無いなどの一定の要件を満たしていない人は、変更できません。

納付書または口座振替の人(普通徴収)

特別徴収の対象とならない人、市内に転入してきた人、保険料の額が変更になった人、年度の途中で制度の対象年齢になった人(介護:65歳、後期高齢者:75歳)

【納め方】①納付書で市役所・各支所・指定金融機関の窓口で納付

②口座振替で納付(届け出が必要)

※国民健康保険税のみコンビニ納付が可能です。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	11月2日(月)
期別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	11月30日(月)	12月25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれが必要です。

※全期前納を希望する人は、全ての納付書(8枚綴り)で納めてください。(全期前納用納付書は添付されていません。)

※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、7～9月は納付書または口座振替で納めてください。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。